株式会社農林漁業成長産業化支援機構事業再編等支援基準

支援機構が事業再編等支援の対象となる認定事業再編等事業者又は事業再編等支援団体及び当該事業再編等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

1　支援の対象となる事業再編又は事業参入が満たすべき事項

支援機構及び支援機構が行う出資の対象となる事業再編等支援団体（以下「支援機構等」という。）は、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現を図り、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、次に掲げる全ての事項を満たす事業再編又は事業参入（以下「事業再編等」という。）を支援するものとする。

⑴　良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現

認定事業再編計画に従って実施する事業再編又は認定事業参入計画に従って実施する事業参入であること。

⑵　認定事業再編等事業者が行う農業生産関連事業の成長性及び収益性

支援機構による支援を受けることで、生産性の向上等を通じて当該農業生産関連事業の成長発展が見込まれるとともに、当該事業再編等後の収益性が確保されることにより、支援決定から一定期間内に出資した資金が回収できる可能性が高いものであること。

⑶　民間事業者等からの資金供給

支援機構による支援と協調して、民間事業者等から出融資等により資金の供給が行われるものであること。

2　支援機構等が実施する支援の内容が満たすべき基準等

支援機構等は、事業再編等に対する支援の内容を決定するに当たって、次に掲げる事項を満たすものとする。

⑴　支援機構等が実施する支援の内容が満たすべき基準

当該事業再編等について、出資後に事業の収益性の向上が図られるよう継続的な支援を行う観点から、５年から７年程度の期間にわたって出資と経営支援とを一体的に実施すること。

⑵　支援機構等が支援の内容を決定するに当たって構築すべき体制

①　出資及び経営支援の適正な実施

ア　農業生産関連事業、事業再編等又は金融に関する知識及び経験を有する者を確保するとともに、外部の専門的知見を活用するなど、支援を確実に実施できる体制を整備すること。

イ　事業年度ごとに進捗状況を適宜評価することにより、出資全体としての長期収益性の確保に努めること。

②　運用の透明性

事業再編等に対する支援を行うに当たっては、個人及び事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、保有する情報の公開に努めること等により、運用の透明性を確保すること。

③　関係施策等との連携

事業再編等に対する支援を行うに当たっては、農業の競争力の強化に関連する他の施策との連携を図るとともに、株式会社日本政策金融公庫との連携体制の整備を図り、定期的な情報交換や協調した出融資等の実施に努めるほか、その他の関係する金融機関との連携を図ること。

3　出資手法に関する事項

⑴　直接出資に関する事項

支援機構は、事業再編等に対し直接出資を行う場合には、次に掲げる全ての事項を満たすものとする。

①　民間事業者等からの出資が見込まれるものに対して支援を行うこと。

②　支援機構及び支援対象事業再編等支援団体並びにその他の官民ファンドが認定事業再編等事業者に対して有する議決権の合計を当該認定事業再編等事業者の総議決権の２分の１以下とすること。ただし、２分の１を超えることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。

⑵　間接出資に関する事項

支援機構が事業再編等に対し間接出資を行う場合における事業再編等支援団体の選定又は監督については、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成24年12月11日農林水産省告示第2556号）４⑴の規定を準用する。この場合において、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準４⑴①イ㈠ただし書中「対象事業活動が次に掲げる全ての事項を満たす場合において当該対象事業活動を行う対象事業者に対する出資を行うとき又は対象事業者」とあるのは、「認定事業再編等事業者」と読み替えるものとする。

4　出資の回収等に関する事項

出資の回収等を行う場合において、支援機構及び支援対象事業再編等支援団体は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

⑴　認定事業再編計画又は認定事業参入計画の確実な実施に配慮した議決権の行使

認定事業再編等事業者に対して有する議決権を行使するに当たっては、認定事業再編計画又は認定事業参入計画が確実に実施されることを旨とするとともに、事業の確実な実施を通じた投資収益の最大化についても配慮すること。

⑵　投資収益の最大化が確実に見込まれる出資回収

出資の回収に当たっては、経済情勢、認定事業再編等事業者の事業の状況その他の事情を考慮して、当該出資に係る株式又は持分について、認定事業再編等事業者その他の第三者に対し、株式公開、第三者への一括売却、自社株買い等の方法の中から、投資収益の最大化が確実に見込まれる方法を選択して譲渡すること。

㈠　この支援基準における用語のうち、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）において定義が定められているものについては、その例による。

○農林水産省・経済産業省告示第四号

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定に基づき、事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十九年八月一日

農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成

事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針

第１　事業再編の促進の実施に関する事項

１　事業再編促進対象事業の将来の在り方

⑴　農業資材（肥料、配合飼料及び農薬）の製造事業

農業資材の製造事業については、事業再編による製造設備の合理化・高機能化等の経営基盤の強化、顧客とも連携した銘柄集約等を図り、国際競争にも対応できる高い生産性を実現し、顧客ニーズに応えた良質で低廉な商品が供給できる事業構造を確立する。

⑵　飲食料品の卸売事業及び小売事業

生鮮食料品卸売事業や米穀卸売事業などの飲食料品の卸売事業については、事業再編による経営基盤の強化等を図り、仕入先・販売先双方からみて価値あるサービスの提供等を通じて、農産物・飲食料品の品質・コスト等を踏まえた安定的で効率的な取引が確保される事業構造を確立する。

飲食料品の小売事業については、事業再編による経営基盤の強化等を図り、価格中心の競争から脱却して、農産物・飲食料品の品質・コスト等を踏まえた安定的で効率的な取引が確保される事業構造を確立する。

⑶　飲食料品の製造事業

小麦粉製造事業や牛乳・乳製品製造事業などの飲食料品の製造事業については、事業再編による製造設備の合理化・高機能化等の経営基盤の強化等を図り、国際競争にも対応できる高い生産性の実現や消費者ニーズに応えた商品の開発力の向上等を通じて、原料農産物の品質・コスト等を踏まえた安定的な取引が確保される事業構造を確立する。

２　目標の設定に関する事項

事業再編計画の期間は５年以内とし、その目標は⑴又は⑵に加えて⑶及び⑷の内容を事業再編計画に記載することが必要である。

⑴　良質かつ低廉な農業資材の供給に関する目標

事業再編計画に記載する「良質かつ低廉な農業資材の供給」の内容とは、例えば以下のような取組であって、農産物の生産コストの低減に資するものをいう。

①　既存商品の価格の引下げ

②　既存商品より機能性や利便性を高めた新商品の開発、生産又は販売

認定を受けようとする事業者は、当該取組が農産物の生産コストの低減にどのように資するかの因果関係について記載するとともに、当該取組により達成しようとする目標について数値（新しい取組の売上高等）により設定するものとする。